

地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約

自動車

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損*1となった場合に、
移動手手段の確保等、記名被保険者が臨時に必要とする費用の備えとして、一時金をお支払いします。

地震等の災害への備え、 どうすれば？

例えば、こんな場合…



「**地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約**」は、
地震等によりご契約のお車が全損*1となった場合に、
記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円*2を
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。



車両保険では、
地震による損害は
補償されないの？



地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は、
**車両保険では保険金を
お支払いすることができません。**
中古車の購入等、生活再建のために
臨時に必要となる費用の補償として、
本特約のご契約をご検討ください。



- *1 本特約における「全損」は、車両保険における「全損」とは定義が異なります。詳しくは裏面をご参照ください。
- *2 この特約は、生活に欠かせない移動手手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

詳しくは裏面をご参照ください。

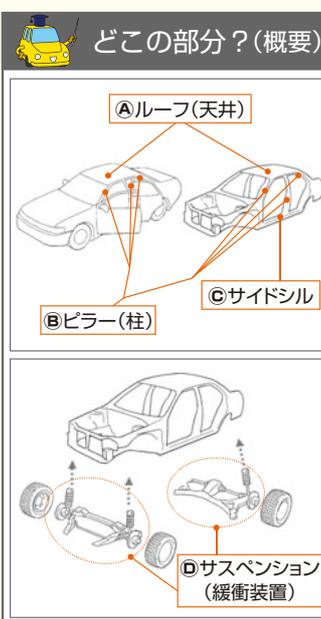
ご契約いただける場合	車両保険（一般条件）をご契約の場合にご契約いただけます。 ※用途・車種が二輪自動車や原動機付自転車のご契約等ではご契約いただくことはできません。
補償を受けられる方	記名被保険者
補償内容	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が 全損 となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用に対し、50万円*1を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。 *1 この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。
特約保険料	5,000円（保険期間：1年、払込方法：一時払*2の場合） ※車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額をお支払いしますので、特約保険料もそれに応じて変更されます。 *2 団体扱・集団扱のご契約を除きます。
保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、記名被保険者、保険金の受取人またはご契約のお車の所有者等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
ご注意	ご契約のお車を復旧するまでの間に、別の地震・噴火またはこれらによる津波によって同一のご契約のお車に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

全損とは…



<全損とは> ご契約のお車の損害の状態が、約款に定める基準(以下①～⑧)に該当する場合をいいます。

① 右記条件をすべて満たす場合 車体上部の損傷	ルーフ(A)の著しい損傷	+	3本以上のピラー(B)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷	+	前面ガラスの損傷 後面ガラスの損傷 左右いずれかのドアガラスの損傷
② 右記条件をすべて満たす場合 車体側部の損傷	2本以上のピラー(B)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷	+	サイドシル(C)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷	+	座席の著しい損傷
③ 右記いずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 車体底部の損傷	前の左右双方のサスペンション(D) + これらと接続された部位のフレームの著しい損傷				
	後の左右双方のサスペンション(D) + これらと接続された部位のフレームの著しい損傷				
	前の左右双方のサスペンション(D) + 車体底部の著しい損傷				
	後の左右双方のサスペンション(D) + 車体底部の著しい損傷				
④ 右記いずれかの場合 原動機(エンジン)の損傷	原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合				
	電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合				
⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合					
⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合					
⑦ 全焼した場合					
⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき					



詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

※このチラシのご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAPのご契約を対象としております。
 ※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」のペットネーム・略称です。
 ※このチラシは、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます)。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
 ※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
0120-119-110
 ロードアシスト(東京海上アシスタンス)
0120-560-057
 受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ
 保険に関するお問い合わせや
 契約変更手続きのご案内はこちら ▶
www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp